



陳情

陳情書

令和 3 年 10 月 20 日

飯田市議会議長
井坪 隆 様

陳情者 住 所 〒395-0157 飯田市大瀬木3382-12
氏 名 市民の人権擁護の会 長野支部長
松尾美奈子

件 名 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情書

陳情項目

1. 障害者が医療機関内で虐待を受けた場合に速やかに救済する為、虐待発見時の行政機関への通報義務を、医療機関内での虐待も対象として加えるよう障害者虐待防止法の改正を求める意見書を国へご提出頂きたくお願い申し上げます。

陳情の趣旨

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要です。

障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見や虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等を目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が制定されています。

しかしながら、この法律では虐待発見時の行政機関への通報義務は、養護者、障害者福祉施設従事者及び使用者による障害者虐待を発見した人に課せられている一方、医療機関内での虐待については、発見者の行政機関への通報義務が対象外となっています。

昨年、神戸市において精神科病院内での卑劣な虐待事件が発覚するなど、医療機関で障害者が虐待されるという痛ましい事件が未だに発生しています。身体的・精神的に弱い立場の障害者が、助けをもらえんと思って行った病院で虐待に遭った場合、外から見えない場所での虐待に声を上げられず、また障害者の家族の方も閉鎖的な病院内で起こっていることに気付きにくく、泣き寝入りをせざるを得ない状況にあります。

このような障害者自身の心身の悪化を更に招くような障害者に対する差別や人権侵害を根絶させていく為には、障害者福祉施設などと同様に、医療機関においても虐待発見時の行政機関への通報義務が必要であると考えます。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の 改正を求める意見書(案)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、平成24年10月1日の施行から9年が経過した。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を損なうものであり、いかなる時いかなる場所であつても断じて許すことはできない。

法律の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし昨年には、神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への卑劣な集団虐待事件の発覚に端を発し、恒常的な虐待が明らかになるなど、看過できない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。これらを防止するためには、虐待発見時における区市町村への通報義務が欠かせないが、現行の対象は養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待であり、医療機関従事者等による障害者虐待は対象となっていない。

よつて、飯田市議会は国会及び政府に対し、障害者虐待防止法を改正し、障害当事者の人権に配慮し、医療行為と虐待行為を区別できるよう環境整備に努め、虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関従事者等による障害者虐待を加えるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年 月 日

飯 田 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて